

議員提出議案第2号

川崎市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和5年2月16日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者 川崎市議会議員 青木 功 雄

〃 宗田 裕 之

〃 かわの 忠 正

〃 岩隈 千 尋

〃 渡辺 学

川崎市議会基本条例の一部を改正する条例

川崎市議会基本条例（平成21年川崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「並びに資産等の公開」を「、資産等の公開並びに個人情報の保護」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提 案 理 由

川崎市議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。